

会計検査院における「1者応札・1者応募に係る改善方策」について

平成21年3月
会計検査院

1. 経緯

随意契約の見直しに係る今後の対応の一環として、「1者応札・1者応募」となった役務、物品購入、賃貸借、工事の各契約について、その改善方策をとりまとめ、公表することとしました。

2. 「1者応札・1者応募」となった契約の原因分析及びその改善方策(各契約類型に共通)

「1者応札・1者応募」となった契約は、その原因が必ずしも明確ではないものや業者側の要因によると考えられるものもありますが、発注者側からの原因分析を行い、その要因として考えられるものとその改善方策を次のとおりとりまとめました。

- (1) 業務内容が明確でなかったり高度であったりしていることなどにより参加者が限定されていると考えられるもの

発注仕様書の策定

発注仕様書の策定に当たっては、新規参入希望業者でも入札価格を算出できるよう業務内容や業務量の必要な情報を具体的に記載すること

業務内容の見直し

業務内容を精査し、経済性を考慮した上で場合によっては高度な業務とそれ以外を分割発注するなどの方策を検討し、発注すること

- (2) 業務開始日までの準備期間が十分確保されていないと考えられるもの

専門的な業務従事者の確保等が必要な業務については、その準備期間を十分確保することが可能となるよう入札公告、入札日等の設定を行うこと

- (3) 契約実績等の参加資格要件を結果として高く設定していたと考えられるもの

参加資格要件の設定に当たっては、業務内容を勘案し、過度の制約とならないよう必要最小限のものとなるよう留意すること

- (4) 入札準備期間が十分確保されていないと考えられるもの

入札公告期間の確保

やむを得ない場合を除き、法令等で定められた以上の十分な公告期間を確保すること
発注情報の提供

発注情報の提供の促進を図るため、上半期・下半期に区分した発注情報を本院のホームページに掲載すること

3. 今後の検討課題

多くの業務従事者を配置する必要のある業務は、当初の契約相手方が、次回の入札についても入札し1者入札となる場合が多い。そこで、このような業務について、長期的な収入予測とコスト見積もりが可能となる国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の導入を検討する。